

愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（案） に寄せられた意見と県の考え方

愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（案）について、令和6年2月6日（火曜日）から令和6年3月5日（火曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、1人の方から4件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	感染予防において、国（県）からの指示が一方的で強制的なものにならないよう細心の注意をしてほしい。 特に予防接種の推進は、個人の判断を第一としてほしい。	【原案のとおり】 今後、施策を推進するに当たって、参考とさせていただきます。 なお、予防接種の推進については、本計画P3「第19 予防接種」やP19「第13 4 関係各機関との連携」等のとおり、適切な情報の提供を行い、正しい知識の普及啓発に努めることとしています。
2	災害時においても、人命を優先しつつ、人権にも細心の注意をしてほしい。	【原案のとおり】 本計画P1「第13 人権の尊重」やP18「第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」等のとおり、人権の尊重に留意しながら、感染症のまん延の防止のための措置を行うこととしています。
3	パンデミックや災害時に、長期にわたり行動を制限するなど人権侵害となるようないきすぎた強制、また監視社会を助長するような体制作りにならないよう注意してほしい。	【原案のとおり】 本計画P1「第13 人権の尊重」やP18「第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」等のとおり、人権の尊重に留意しながら、感染症のまん延の防止のための措置を行うこととしています。
4	先のコロナ禍の検証を各方面から行い、県民に分かりやすく公表してほしい。	【原案のとおり】 本計画は、コロナ禍の検証を踏まえ、幅広い関係者で構成される「愛媛県感染症対策連携協議会」の議論を経て改正を行っております。検証の資料については、別途公表予定です。